

農業資材審議会飼料分科会（第38回）議事概要

1 日 時

平成26年8月27日（水）14:00～16:30

2 場 所

農林水産省 本館4階 第2特別会議室

3 出席委員（敬称略）

有田芳子、上路雅子、植松洋子、鬼武一夫、金子豊二、北嶋聡、佐藤恭子、佐藤秀一、下田実、高溝正、竹中昭雄、丹生谷博、松井徹（座長）

4 会議の概要

（1）遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性確認（資料4～7）

「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ（DP-073496-4）」、「低リグニンアルファルファ KK179 系統」及び「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統」について、事務局から説明した後、部会長から遺伝子組換え飼料部会での審議結果を報告した。

既存の非組換え作物との同等性等の科学的データに基づく審議の結果、当該ナタネ、アルファルファ及びダイズを飼料として摂取する家畜等への安全上の問題はないとの答申がなされた。

また、組換え DNA 技術によって得られた微生物を利用して製造された飼料添加物（GM 飼料添加物）のうち、高度精製品の取扱いについて、事務局から説明した後、部会長から遺伝子組換え飼料部会での審議結果を報告した。

審議の結果、GM 飼料添加物のうち、農業資材審議会が高度精製品として判断したものについては、GM 飼料添加物に該当しないものとみなすことは適当と認めるとの答申がなされた。

（2）養魚用飼料に用いる動物性たん白質の成分規格の見直し（資料8）

養魚用飼料における牛肉骨粉等の利用再開について、動物性たん白質に係る飼料規制や BSE 発生状況等を事務局から説明した後、部会長から飼料安全部会での審議結果を報告した。

委員からは、食品安全委員会による「魚を介して BSE プリオンが伝達・増幅することは困難」との評価（平成 19 年）以降、魚への感染性に関して新たな知見はないことは承知したが、今後も新たな知見の情報収集に努めるべきとの意見があり、事務局から、関係省庁で連携して知見を収集している旨を説明した。また、委員から、関係者への説明やパブリックコメントの際には、審議の経緯等がわかるような資料も使用するべきとの意見があり、事務局から、今後も意見交換や情報提供をていねいに行う旨を説明した。

審議の結果、死亡牛及び特定危険部位を含まない牛肉骨粉等を養魚用飼料に利用再開することは適当と認めるとの答申がなされた。

(3) 遺伝子組換え農作物に係る混入基準の適用国の検討（資料9）

事務局から、輸出国における生産から輸入の過程で未承認の遺伝子組換え農作物の意図せざる微量混入が発生した場合を想定した混入基準（※）について、適用国に関して調査した上で、遺伝子組換え飼料部会で検討した結果、現在認められている米国に加え、オーストラリア、カナダ、ブラジル及びEUが、審査基準の内容が我が国と同等であり、さらに個々のGM農作物が当該基準に基づき審査されていることが確認されたため、我が国と同等の審査制度を有する国として適用したい旨を報告し、了承された。

（※）我が国で未承認の遺伝子組換え飼料であっても、我が国と同等以上の水準の審査制度を有する外国政府により審査済みの飼料については、1%までの混入を容認。ただし、遺伝子組換え飼料毎の基準適用の可否については、農業資材審議会に報告した上で農林水産省が判断。

なお、委員からは、未承認の遺伝子組換え農作物の微量混入に対する日本の対処方針や今回の取扱いについて、海外への情報発信を積極的に行うべきとの意見があり、事務局から、①本件にかかわらず、我が国の飼料安全確保の枠組みについて海外の関係者にも周知することが大切であり、引き続き各国に情報提供していくこと、②微量混入が発生した場合の混入基準を設定するものの、遺伝子組換え飼料について、まずは、我が国で承認された飼料を輸出するよう、輸出国に対して引き続き要請していく旨を説明した。